

令和 5 年度

延岡市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

延岡市監査委員

延 監 第 90 号

令和6年8月 21 日

延岡市長 読谷山 洋司 様

延岡市監査委員 野 下 美智江

同 服 部 俊 明

同 甲 斐 行 雄

令和5年度延岡市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第 22 条第1項の規定により、審査に付された令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について別紙のとおり意見を提出します。

令和5年度 延岡市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して適正に作成されているかを主眼として実施し、必要に応じて資料の提出及び関係職員の説明を受け、計数の正確性などについて審査を行った。

第2 審査の期間

令和6年8月2日 から 同年8月16日 まで

第3 審査の対象

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

区分	会計名等	健全化判断比率等の対象	
一般会計等	一般会計		
公営事業会計	特別会計のうち 公営企業に係る 特別会計以外の 特別会計		国民健康保険特別会計
			介護保険特別会計
			後期高齢者医療特別会計
	法適用の 公営企業会計		水道事業会計
			下水道事業会計
	法非適用の 公営企業会計		食肉センター特別会計
一部事務組合・広域連合	宮崎県北部広域行政事務組合		
	宮崎県後期高齢者医療広域連合		
地方公社・第三セクター等	延岡市土地開発公社		

(注) 第三セクター等については、損失補償等を行っているものが対象となるので、本市は該当がない。

第4 審査の結果

1 健全化判断比率について

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であると認められた。

算定された比率はいずれも基準を下回っており、財政の健全性は保たれている。

今後とも健全な財政の維持に努めていただきたい。

【健全化判断比率】

(単位:%)

比 率 名	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	比較増減 (A)－(B)	早期健全化基準
				財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	—	11.70
				20.00
②連結実質赤字比率	—	—	—	16.70
				30.00
③実質公債費比率	8.1	7.8	0.3	25.0
				35.0
④将来負担比率	2.1	2.7	▲0.6	350.0

(注)各比率が発生していない場合には「－」で表示。

(2) 各比率の状況

この比率は、決算統計の数値を用いて算定している。

ア 実質赤字比率について

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

令和5年度の実質収支額は 1,815,660 千円の黒字となり、実質赤字額は発生していないため、実質赤字比率は算定されない。

比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

イ 連結実質赤字比率について

全会計を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率である。

令和5年度の連結実質収支額は 4,959,361 千円の黒字となり、連結実質赤字額は発生していないため、連結実質赤字比率は算定されない。

比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字比率及び連結実質赤字比率算出のための数値は次のとおりである。

(単位:千円)

区 分		実質収支額又は資金不足・剰余額		
		令和5年度	令和4年度	比較増減
一般会計		1,815,660	2,104,151	▲ 288,491
公 営 事 業 会 計	国民健康保険特別会計	72,695	417,080	▲ 344,385
	介護保険特別会計	267,111	311,480	▲ 44,369
	後期高齢者医療特別会計	6,157	22,553	▲ 16,396
	水道事業会計	2,254,255	1,983,447	270,808
	下水道事業会計	543,483	488,133	55,350
	食肉センター特別会計	0	0	0
一般会計と公営事業会計の合計		4,959,361	5,326,844	▲ 367,483
標準財政規模(A+B+C)		32,545,525	32,067,253	478,272
	標準税収入額等 A	19,487,936	17,882,209	1,605,727
	普通交付税額 B	12,858,047	13,722,380	▲ 864,333
	臨時財政対策債発行可能額 C	199,542	462,664	▲ 263,122

ウ 実質公債費比率について

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、3か年の平均である。

令和5年度の実質公債費比率は 8.1%で、前年度に比べ 0.3 ポイント高くなり、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

実質公債費比率算出のための数値は次のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分		令和5年度	令和4年度	比較増減
地方債の元利償還金	A	6,350,144	6,429,625	▲ 79,481
準元利償還金	B	876,314	848,303	28,011
特定財源	C	205,947	235,899	▲ 29,952
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	D	4,609,144	4,761,275	▲ 152,131
標準財政規模	E	32,545,525	32,067,253	478,272
計算式の分子(A+B)-(C+D)	①	2,411,367	2,280,754	130,613
計算式の分母(E-D)	②	27,936,381	27,305,978	630,403
単年度実質公債費比率(①/②×100)		8.6	8.4	0.2
3か年平均実質公債費比率		8.1	7.8	0.3

エ 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。
 令和5年度の将来負担比率は2.1%で、早期健全化基準の350.0%を下回っている。
 比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率算出のための数値は次のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分		令和5年度	令和4年度	比較増減
将来負担額	A	71,847,862	72,540,797	▲ 692,935
充当可能基金額	B	21,140,839	21,417,073	▲ 276,234
特定財源見込額	C	1,933,195	1,777,643	155,552
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	D	48,173,720	48,588,040	▲ 414,320
標準財政規模	E	32,545,525	32,067,253	478,272
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	F	4,609,144	4,761,275	▲ 152,131
計算式の分子(A-(B+C+D))	①	600,108	758,041	▲ 157,933
計算式の分母(E-F)	②	27,936,381	27,305,978	630,403
将来負担比率(①/②×100)		2.1	2.7	▲ 0.6

2 資金不足比率について

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であると認められた。

いずれの会計も資金不足は生じておらず、健全性は確保されている。

今後とも健全な経営に努めていただきたい。

【資金不足比率】

(単位:%)

事業会計名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
①水道事業会計	—	—	20.0
②下水道事業会計	—	—	
③食肉センター特別会計	—	—	

(注) 資金不足額が発生していない場合は「—」で表示。③は地方公営企業法の非適用事業。

(2) 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。

令和5年度の各会計の資金不足額は発生していないため、資金不足比率は算定されない。

比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金不足比率算出のための数値は次のとおりである。

ア 水道事業会計

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和4年度	比較増減
流動負債 A	1,064,148	959,341	104,807
控除企業債等 B	627,046	627,307	▲ 261
流動負債(A-B) ①	437,102	332,034	105,068
流動資産 C	2,691,357	2,315,481	375,876
控除財源 D	0	0	0
流動資産(C-D) ②	2,691,357	2,315,481	375,876
資金不足額(①-②) ▲の場合は、資金剰余額である	▲ 2,254,255	▲ 1,983,447	▲ 270,808
事業規模 (営業収益-受託工事収益)	2,112,562	1,666,955	445,607

イ 下水道事業会計

(単位:千円)

区 分		令和5年度	令和4年度	比較増減
流動負債	A	3,280,050	2,711,892	568,158
控除企業債等	B	2,130,295	2,127,374	2,921
控除未払金等	C	2,200	45,000	▲ 42,800
流動負債(A-B-C)	①	1,147,555	539,518	608,037
流動資産	D	1,790,977	1,193,026	597,951
控除財源	E	99,939	165,375	▲ 65,436
流動資産(D-E)	②	1,691,038	1,027,651	663,387
資金不足額(①-②) ▲の場合は、資金剰余額である		▲ 543,483	▲ 488,133	▲ 55,350
事業規模 (営業収益-受託工事収益)		1,857,141	1,882,534	▲ 25,393

ウ 食肉センター特別会計

(単位:千円)

区 分		令和5年度	令和4年度	比較増減
歳出額	①	0	3	▲ 3
歳入額	②	0	3	▲ 3
資金不足額(①-②)		0	0	0
事業規模		0	3	▲ 3